

〈介護保険 第1号被保険者〉

65歳以上の方の介護保険料を改定します

○介護保険は、制度の健全な運営のため、3年ごとに制度の見直しをしています。

これに伴って介護サービスにかかる費用の現状を考慮し、平成30年度以降の保険料の見直しを行いました。

○新しい保険料の段階に基づく、平成30年度の保険料については、7月10日以降に発送する通知書でご確認ください。

旧 平成27～29年度の介護保険料 (第6期計画期間)			
段階	対象者	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	●世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金受給者 ●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金 額の合計が80万円以下の人	2,450 円	29,400 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課 税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超え120万円 以下の人	4,050 円	48,600 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円を超える人	4,050 円	48,600 円
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯に課税者がいる人で、 課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の人	4,800 円	57,600 円
第5段階	本人が市民税非課税で、 世帯に課税者がいる人で、 第4段階以外の人	5,400 円	64,800 円
第6段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が 120万円未満の人	6,000 円	72,000 円
第7段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が120万円以上 190万円未満の人	6,600 円	79,200 円
第8段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が190万円以上 290万円未満の人	7,800 円	93,600 円
第9段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が290万円以上 400万円未満の人	8,200 円	98,400 円
第10段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が400万円以上 600万円未満の人	8,700 円	104,400 円
第11段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が600万円以上 800万円未満の人	9,100 円	109,200 円
第12段階	本人が市民税課税で 合計所得金額が 800万円以上の人	9,500 円	114,000 円



新 平成30～32(2020)年度の介護保険料 (第7期計画期間)			
段階	対象者	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	●世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金受給者 ●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、課税 年金収入額と合計所得金額※の合 計が80万円以下の人	2,650 円	31,800 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額※の 合計が80万円を超え120万円以下 の人	4,350 円	52,200 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額※の 合計が120万円を超える人	4,350 円	52,200 円
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯に課税者がいる人で、 課税年金収入額と合計所得金額※の 合計が80万円以下の人	5,150 円	61,800 円
第5段階	本人が市民税非課税で、 世帯に課税者がいる人で、 課税年金収入額と合計所得金額※の 合計が80万円を超える人	5,800 円	69,600 円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円未満の人	6,550 円	78,600 円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円以上200万円未満の人	7,250 円	87,000 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200万円以上300万円未満の人	8,700 円	104,400 円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300万円以上400万円未満の人	9,300 円	111,600 円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	9,850 円	118,200 円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	10,850 円	130,200 円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の人	12,200 円	146,400 円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000万円以上の人	13,350 円	160,200 円

◆介護保険料の算定においては、合計所得金額には、地方税法上の合計所得金額（収入金額から必要経費等を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額）から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います（平成30年度以降）。

※平成30年度からの第1～5段階の合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を除いた金額となります。

問合せ＝介護福祉課 介護保険係（内線516・517）